

平成22年2月

各 位

厚生労働省老健局
国土交通省住宅局

平成22年度高齢者等居住安定化推進事業・
高齢者の住まいと地域包括ケアの連携推進について

平素より、厚生労働行政及び国土交通行政の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

高齢社会の進展を背景として、厚生労働省と国土交通省が連携して、良質な高齢者住宅の供給を促進するための施策を実施しています。

この一環として、国土交通省において、平成22年から高齢者等居住安定化推進事業を創設いたしましたのでお知らせいたします。

当該事業は、事業者の方からご提案を募り、生活支援サービス付きの高齢者専用賃貸住宅の供給等を支援するものであり、この3月より公募を開始する予定としております。

今般、同事業の事業説明会とあわせて高齢者の住まいと地域包括ケアの連携推進に係る説明会を行うこととしましたので、会員へご案内いただくなど、ご協力をたまわりますようお願い申し上げます。

また、同事業に関するご質問につきましては、募集要領公表（3月5日予定）までの間は、各団体でとりまとめの上、下記国土交通省担当までファクシミリ又は電子メールでお寄せください。まとめてQ&A集として回答・公表させていただきます。なお、募集要領公表後につきましては、(財)高齢者住宅財團ホームページにおいてご質問を受け付けますので、そちらをご活用ください。

<お問い合わせ先>

◆高齢者の住まいと地域包括ケアの連携推進について

厚生労働省老健局高齢者支援課

課長補佐 廣瀬 TEL: 03-5253-1111 (内線 3981)

◆高齢者等居住安定化推進事業について

国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室

課長補佐 村上 TEL: 03-5253-8111 (内線 39354)

FAX: 03-5253-1628

E-mail: murakami-y276@mlit.go.jp

高齢者等に係る居住の安定の推進・支援

**厚生労働省老健局
国土交通省住宅局**

高齢者の住まいと地域包括ケアの連携推進検討チーム

1. 主旨

超高齢社会を迎える中で、医療・介護・福祉のサービス需要の増大に対応するとともに、生活の場としての住まいを確保することが重要課題となっている。

要介護状態等になっても、可能な限り住み慣れた地域や自宅で生活し続けることができるよう、バリアフリーなどのハード面のみならず、生活支援、介護、医療サービスなどのソフト面の体制が確保された高齢者の住まいを地域のニーズにあわせて計画的に整備していくことが重要である。

このため、地域における医療・介護・福祉の一体的提供(地域包括ケア)と連携し、質の確保された高齢者の住まいの充実を図ることを目的として、厚生労働大臣・国土交通大臣の指示のもと、両省が共同で施策を検討する「高齢者の住まいと地域包括ケアの連携推進検討チーム(高齢者住宅ケア検討チーム)」を設置する。

2. 検討事項

住宅分野や介護・医療分野の関係者に対するヒアリングや意見交換を実施しつつ、次のような事項の検討を進める。

- ア. 高齢者の住まいと地域包括ケアの連携に係る課題の整理
- イ. 高齢者の住まいのハード・ソフト両面の質の確保のための行政の関与に係る課題の整理
- ウ. 公的賃貸住宅団地における地域福祉拠点整備の推進

3. 検討体制

厚生労働省老健局審議官、国土交通省住宅局審議官をリーダーとする両省合同の検討チームを設置する。

概要

- 厚生労働省と国土交通省の共同チームである「高齢者住宅ケア検討チーム」の検討に基づき、当面、次について地方公共団体(住宅部局・福祉部局)や民間の住宅・福祉・医療関係者と連携して推進。

1 生活支援サービス付高齢者専用賃貸住宅

生活支援サービス付きの高齢者専用賃貸住宅の整備

2 ケア連携型バリアフリー改修体制整備

ケアの専門家と設計者・施工者の連携体制により行われるバリアフリー改修及び体制整備

3 公的賃貸住宅団地地域福祉拠点化部門

公的賃貸住宅団地の福祉拠点化に資する高齢者生活支援・障害者支援・子育て支援施設の整備

- 推進にあたっては、平成22年度予算である高齢者等居住安定化推進事業(予算;160億円)を活用して実施。

- 集合住宅における介護保険サービス等のあり方については、市町村地域包括ケア推進事業(厚生労働省予算;5.5億円)により連携して検討。

- 今後、両省で協力して、社会福祉法人、医療法人等を含む民間事業者、地方公共団体等に対し、事業内容を説明。3月より公募を開始予定。

<参考1>高齢者等居住安定化推進事業の概要

高齢者・障害者・子育て世帯にかかる居住の安定を推進・支援するプロジェクトを、民間事業者等から公募し、学識経験者等による委員会の評価に基づき、国土交通省が採択。民間事業者等に国が直接補助を実施。内容については、上記に示した特定のテーマの対象とした特定部門のほか、幅広く多様な提案を受け止められるよう、一般部門を用意。平成22年度に高齢者に加え、障害者・子育て世帯を対象とするなど、制度を拡充。

<参考2>市町村地域包括ケア推進事業の概要

集合住宅等に居住する要介護高齢者等に対して、指定居宅介護支援事業者等を活用した24時間365日対応窓口を設置し、介護保険外のサービスを含めた関係事業者等が連携して総合的にサービスを提供し、その効果及びコスト等の検証を行う事業等を実施。

生活支援サービス付高齢者専用賃貸住宅のイメージ

事業イメージ

<要件>

住宅の要件

- 原則25m²以上

※共同利用の居間、食堂、台所等が十分な面積を有する場合は18m²以上

- 原則、台所、水洗便所、収納設備、浴室の設置

- 原則3点以上のバリアフリー化

(手すりの設置、段差の解消、廊下幅の確保)

※改修の場合であって物理的・経済的に困難な場合はこの限りではない。

サービスの要件

- 緊急通報及び安否確認サービス

- 次のいずれかの者が日中常駐していること

・社会福祉法人、医療法人又は居宅介護

サービス事業者の職員

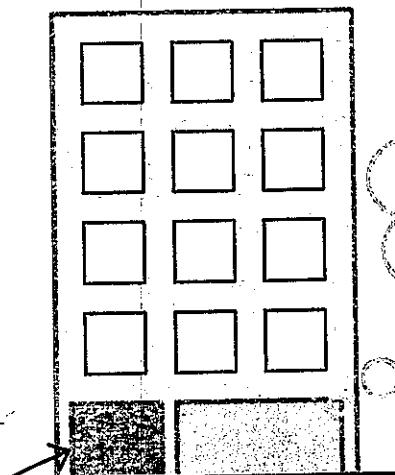
・ヘルパー2級以上の資格を有する者

- 上記の者が常駐するために必要なスペースを設けること

その他の要件

- 原則高齢者専用賃貸住宅として10年以上登録すること

- 高齢者居住安定確保計画等地方公共団体との整合等を
地方公共団体が確認したもの



- 高齢者生活支援施設を合築・併設する場合は、新築・改修費にも補助

<補助率>

住宅 :

新築1/10(上限 100万円／戸)

改修1/3(上限 100万円／戸)

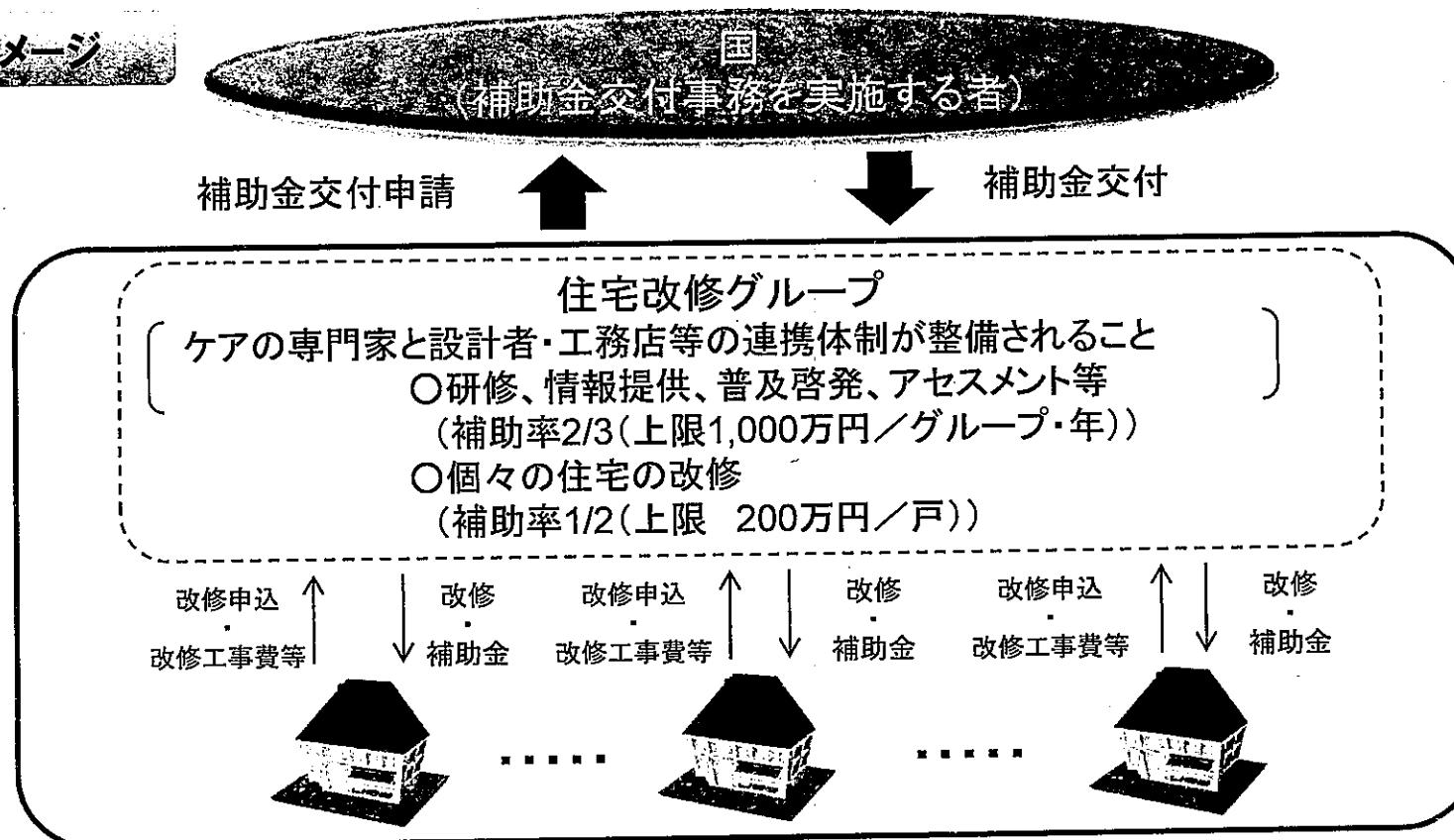
高齢者生活支援施設 :

新築1/10(上限1,000万円／施設)

改修1/3(上限1,000万円／施設)

ケア連携型バリアフリー改修体制整備事業のイメージ

事業イメージ



住宅改修グループのイメージ

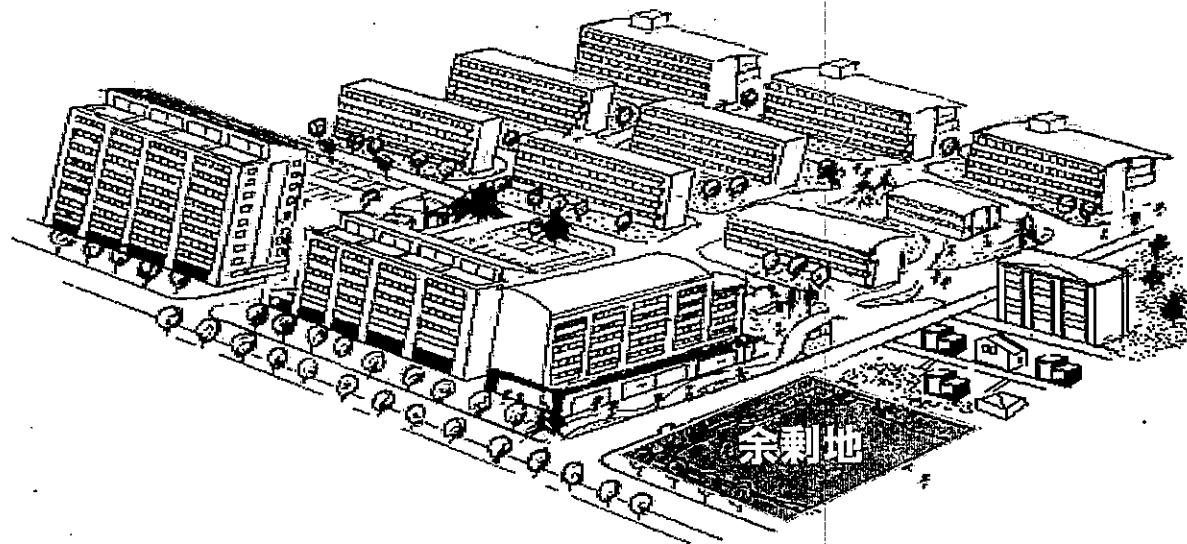
- [1] リハビリテーション機能を有する医療機関、介護保険施設等と地域の設計者・工務店等により構成されるもの
- [2] 地方公共団体の関与のもとに設置された協議会等でケアの専門家や設計者、工務店等で構成されるもの
- [3] その他、ケアに係わる福祉等の関係者及び地域の設計者又は工務店等の建築関係者により構成されるもの

住宅改修の対象となる住宅

次に掲げる者が居住する住宅

- [1] 要介護認定又は障害等級認定を受けている者
- [2] [1]に準ずる者であって、身体に機能障害や機能低下があり、継続して移動等に困難を伴うと医師が認める者

公的賃貸住宅団地地域福祉拠点化事業のイメージ



<要件>

- 公的賃貸住宅団地内に高齢者生活支援施設等又はグループホームを整備するものであること
- 地域住民(当該公的賃貸住宅団地居住者を含む)に対して生活相談、介護予防等の取組又はグループホームなど地域密着型のサービス提供を行うものであること
- 当該公的賃貸住宅団地の管理者が推薦した者であること(住宅管理者自らが公募する場合を除く)
- ※当該公的賃貸住宅団地の管理者は入居者募集上の配慮、バリアフリー化等に努めること

<オプション>

- 高齢者専用賃貸住宅、有料老人ホームを合築・併設する場合は新築・改修費にも補助

<補助率>

- 高齢者・障害者・子育て生活支援施設、グループホーム、有料老人ホーム
新築1/10(上限1,000万円／施設)
改修1/3(上限1,000万円／施設)
※ただし、高齢者居住安定確保計画に位置づけられる高齢者・障害者・子育て生活支援施設については、補助率を45%／補助限度額を、原則として、団地の戸数に60万円を乗じて得た額又は1億円のいずれか少ない額とする
- 高齢者専用賃貸住宅
新築1/10(上限100万円／戸)
改修1/3(上限100万円／戸)

高齢者等居住安定化推進事業の公募・審査

公募内容と審査方法

一般部門

評価委員会による個別審査・評価

- ・個々の提案内容について評価委員会により評価

B 特定部門

評価委員会による包括評価

- ・評価委員会の意見を踏まえ要件整理
- ・個別内容について要件との適合を審査の上評価委員会に諮る

A-1 一般部門

ハード・ソフトにおいて先導性の高い提案

(例)

- ・先導性の高い高齢者の住まいの新築・改築
- ・高齢者の住まいに関する情報提供・相談業務
- ・協働型居住の試み
- ・高齢者への安心・見守りサービスの提供
- ・障害者世帯・子育て世帯の居住の安定確保に資する取り組み

B-1 生活支援サービス付高齢者専用賃貸住宅部門

生活支援サービス付きの高齢者専用賃貸住宅の整備

B-2 ケア連携型バリアフリー改修体制整備部門

ケアの専門家と設計者・施工者の連携体制により行われるバリアフリー改修及び体制整備

B-3 公的賃貸住宅団地地域福祉拠点化部門

公的賃貸住宅団地の福祉拠点化に資する高齢者生活支援・障害者支援・子育て支援施設の整備

※選定された事業の助成期間は3年間

高齢者等居住安定化推進事業のスケジュール等

スケジュール(予定)

平成22年2月	実施方針やスケジュールに関する関係事業者への周知
平成22年3月	平成22年度第1回高齢者等居住安定化推進事業の公募の開始(3月5日) 事業説明会の開催(3月8日～全国7都市)
平成22年4月	高齢者等居住安定化推進事業の提出期間(4月5日(月)～4月23日(金))
平成22年6月頃	平成22年度第1回高齢者等居住安定化推進事業の事業選定

※8月目途に第2回公募を開始予定

留意事項等

- ※ 本事業の実施は、平成22年度予算成立が前提
- ※ 質問事項については、とりまとめの上提出していただければ、まとめて回答
- ※ 提案の提出先等は国土交通省ホームページにおいて周知

平成 22 年 2 月 24 日

平成 22 年度高齢者等居住安定化推進事業の実施について

1. 事業の内容

(1) 概要

高齢者等居住安定化推進事業は、高齢者、障害者及び子育て世帯が安心して生活することができる住まい及び住環境を整備することにより高齢者、障害者及び子育て世帯の居住の安定確保を推進することを目的として、先導的な高齢者等向けの住宅に関する技術・システム等の導入や生活支援サービス、介護サービス、子育て支援サービス等が効率的・効果的に提供される住まいづくりやまちづくりに関する事業に対し、予算の範囲内において、国が事業の実施に要する費用の一部を補助するもの。

なお、本事業は、平成 22 年度予算によるものであり、平成 22 年度予算成立が事業実施の条件。

(2) 公募内容

《共通事項》

- ・一般部門及び特定部門に分け、公募により実施する。
- ・一般部門、特定部門によらず、助成期間は 3 年を限度とする。
- ・介護保険 3 施設(指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設)は補助対象外とする。

《一般部門について》

○高齢者、障害者又は子育て世帯の居住の安定確保に資する取組として、ハード・ソフトについて先導性の高い事業を行うもの

補助対象：

- ・住宅・高齢者等の居住の安定確保に資する施設の新築・改修
- ・技術の検証、情報提供・普及啓発

補助率(限度額)：

- ・新築 1/10、改修 2/3(住宅 200 万円/戸、グループホーム・施設 2,000 万円/施設)
- ・技術の検証等 2/3

《特定部門について》

特定事業1：生活支援サービス付高齢者専用賃貸住宅整備部門

高齢者の居住の安定確保の推進に資する一定の要件に該当する高齢者専用賃貸住宅等の整備事業

(要件)

- ① 以下の基準に適合する高齢者専用賃貸住宅であること（ただし、都道府県が高齢者居住安定確保計画において、高齢者専用賃貸住宅の登録基準を別に定めた場合は、当該基準に適合するものであること）。
 - ・各戸の床面積が 25 m²以上（居間、食堂、台所その他の部分が、共同利用に十分な面積を有する場合は 18 m²以上）であること
 - ・各戸に台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えること（共用部分において、共同で利用する適切な台所、収納設備、浴室を備えている場合は、各戸に備えなくともよい）
 - ・バリアフリー化されていること（原則 3 点以上+共同住宅の場合はエレベーター設置。ただし、改修の場合であって、物理的・経済的に多大な負担である場合はこの限りではない。）
- ② 高齢者生活支援サービスとして、次のいずれかの者を常駐（住棟内に常駐のために必要なスペースを設けること）させて、緊急通報サービス及び安否確認サービスを提供するものであること。ただし、地方公共団体の推薦がある場合にあっては、当該推薦の内容によることとする。
 - i. 社会福祉法人、医療法人（自らの設置する住宅を管理する場合に限る。）又は居宅介護サービス事業者の職員
 - ii. ヘルパー 2 級以上の資格を有する者※
 - ・日中の時間帯（例えば午前 9 時から午後 5 時までなど 8 時間程度）は常駐のためのスペースに上記に該当する者を配置して対応し、その他の時間は緊急通報サービスにより対応することも可能
 - ・社会福祉法人又は医療法人等による高齢者生活支援施設等が併設される場合、当該施設の事務室等において職員が対応することも可能であるが、その場合は介護保険施設の指定基準である人員配置基準の対象となる者を充てることは不可

※ 高齢者生活支援施設とは、当該高齢者専用賃貸住宅の居住者に対して、高齢者の生活を支援するため、情報提供、生活相談、食事サービス、介護関連サービス、診療・訪問看護等を提供するための施設（地域に開放するものを含む。）をいう。
- ③ 原則 10 年以上高専賃として登録すること。

次に掲げる場合にあっては、上記期間中であっても高齢者世帯以外の者に賃貸することを可能とするが、管理開始後 3 年以内に、iiiに該当する住戸の割合が 3 割を超えることとなるときには、国土交通省に協議すること。

- i. 障害者世帯に賃貸する場合
- ii. 認知症高齢者又は障害者向けグループホームとして賃貸する場合
- iii. 3箇月以上の期間にわたって空き家となった場合であって、上記 i 及び ii 以外の場合（ただし、高齢者以外の入居者が退去した後の募集に当たっては高齢者を優先するものであること。）

(留意事項)

- ※ 高齢者世帯以外の者に賃貸する場合には、当該住戸については高齢者専用賃貸住宅の登録廃止が必要。
 - ※ 補助金申請、遅くとも補助金の支払い（完了実績報告）までに登録すること。登録されていないものについては、補助金は支払われないこと。
 - ※ 地方公共団体の高齢者居住安定確保計画において別の基準が定められる可能性があり、当該基準に適合しないと登録できなくなるおそれがあること。
- ④ 高齢者居住安定確保計画、介護保険事業（支援）計画等に照らして支障となるものでないこと。具体的には、地方公共団体の推薦案件を除き、応募案件について地方公共団体に情報提供するとともに次について確認。
- ・ 高齢者居住安定計画等に支障のある内容となっていないか。
 - ・ 事業者について、行政処分を受けるなど、補助事業者として不適切な者ではないか。
- ※ 地方公共団体の計画には地域医療計画も含む。

提案者・補助を受ける者：

提案者：高齢者専用賃貸住宅等（建設予定地決定済みのもの）の建築主、賃貸人及び①の高齢者生活支援サービスの提供者。建築主と賃貸人又は高齢者生活支援サービスの提供者が異なる場合等はグループで応募

補助を受ける者：提案者のうち採択を受けた建築主

補助対象：

住宅・高齢者生活支援施設の新築・改修

補助率(限度額)：

新築 1/10、改修 1/3（住宅 100 万円/戸、施設 1,000 万円/施設）

※ 高齢者向け優良賃貸住宅等地方公共団体の認定を受ける住宅についての補助要件等は後述。

特定事業2：ケア連携型バリアフリー改修体制整備部門

ケアの専門家と設計者・工務店等の連携体制を構築するとともに、居住者である高齢者、障害者の状態に応じた住宅改修工事を行う事業

(要件)

① 福祉、医療、建築等の関係機関による地域に密着した連携体制が整備されること
次のいずれかに該当する団体・グループを対象とする（行政処分歴があるなど事業主体として不適切であると認められるものを除く。）。

- i. 地方公共団体の関与のもとに設置された協議会等であって、ケアの専門家※
や設計者・工務店等により構成されるもの
- ii. リハビリテーション機能を有する医療機関、介護保険施設等と地域の設計者
又は工務店等の建築関係者により構成されるグループ
- iii. 上記 i、ii 以外のグループであって、ケアに係わる福祉等の関係者及び地域
の設計者又は工務店等の建築関係者により構成されるグループ

※ ケアの専門家とは、医師、看護師、作業療法士、理学療法士等を想定

② 次に掲げる者が居住する住宅を対象として、居住者の状態に応じた住宅改修を行
い、その効果を検証すること

- i. 要介護認定又は障害等級認定（障害者手帳の交付を受けている者に限る。）を
受けている者
- ii. i に準ずる者であって、身体に機能障害や機能低下があり、継続して移動等
に困難を伴うと医師が認める者

③ 事業成果を分析し、今後の活動展開に活用すること

(その他)

提案の対象区域を管轄する市町村に提案内容を情報提供する。

提案者・補助を受ける者：

提案者：① i ～ iii に掲げる団体又はグループ（＝補助を受ける者）

事業の対象区域を明らかにして応募すること

補助対象：

- ・研修、情報提供、普及啓発、アセスメント等に要する費用
- ・バリアフリー改修費用（介護保険の給付対象額と福祉用具の費用は除く）

補助率(限度額)：

研修経費等 2/3(1,000 万円/件・年)、改修 1/2(200 万円/戸)

特定事業3：公的賃貸住宅団地地域福祉拠点化部門

公的賃貸住宅団地の空きスペースを活用して、地域住民に対して地域に密着したサービスを行う事業

(要件)

① 公的賃貸住宅団地内に次のいずれかの施設を整備（新築・改修）するものであること

- i. 高齢者生活支援施設、障害者福祉施設又は子育て支援施設
- ii. 認知症高齢者又は障害者向けのグループホーム

※ 高齢者生活支援施設とは、当該公的賃貸住宅の居住者（地域住民を含む。）に対して、その生活を支援するため、情報提供、生活相談、食事サービス、介護関連サービス、診療・訪問看護等を行うための施設をいう。

※ 障害者福祉施設とは、当該公的賃貸住宅に居住する障害者（地域住民を含む。）の生活を支援するため、障害者の福祉に関する情報提供、相談、生活の指導等を行うための施設をいう。

※ 子育て支援施設とは、当該公的賃貸住宅に居住する子育て世帯（地域住民を含む。）の生活を支援するため、子育てに関する情報提供、相談、乳幼児の保育、児童に対する健全な遊びの提供等を行うための施設をいう。

② 地域住民（当該公的賃貸住宅団地の居住者を含む。）に対して、高齢者、障害者又は子育て世帯の居住の安定確保に資する地域に密着したサービスの提供を行う施設（① ii に掲げる施設を除く。）であること

③ 当該公的賃貸住宅団地の管理者の承諾又は推薦があること（住宅管理者自らが公募する場合を除く）

(その他)

当該公的賃貸住宅団地の管理者は、入居者募集上の配慮、団地のバリアフリー化等高齢者等の居住の安定確保に資する住宅管理に努めること

提案者・補助を受ける者：

提案者は次のいずれかの者とする

- ・①に掲げる施設の整備をしようとする者
- ・①及び②の要件を附して施設の整備を行おうとする者を公募する公的賃貸住宅団地の管理者

補助を受ける者： ①の施設を整備する者

補助対象：

- ・高齢者生活支援施設、障害者福祉施設若しくは子育て支援施設又は認知症高齢者等向けのグループホームの整備（改修等を含む。）

・上記施設と一体的に整備する住まい（高専賃等に加え、有料老人ホーム）も補助対象

補助率（限度額）：

施設：新築1/10、改修1/3(1,000万円/施設)

住宅：新築・改修1/3(100万円/戸)　ただし、有料老人ホームは施設扱い

※ 高齢者生活支援施設のうち高齢者居住安定確保計画（障害者福祉施設及び子育て支援施設にあっては地域住宅計画）に位置付けられるものについての補助要件等は後述。

地方公共団体の認定を受けた住宅等の場合

地方公共団体の認定を受けた住宅と高齢者生活支援施設等を一体的に整備しようとする事業及び地方公共団体の計画に位置付けられた高齢者生活支援施設等を整備しようとする事業については、以下による。

なお、以下の事業については、提出期間終了後も隨時受け付ける（ただし、事務処理上必要な月毎の締め切り日を設定）。

(1) 高齢者生活支援施設を一体的に整備する高齢者向け優良賃貸住宅等の場合

要件

高齢者向け優良賃貸住宅等（地域優良賃貸住宅（高齢者型）として認定を受けるものであること。）と高齢者生活支援施設を一体的に整備すること

補助対象：

住宅及び高齢者生活支援施設の整備（改修の場合を含む）

新築：住宅共用部分、エレベーター・緊急通報装置設置等加齢対応構造に係る部分及び高齢者生活支援施設に係る部分の工事費が対象。

改修：高優質等及び高齢者生活支援施設に改修するための工事費が対象。

補助率：2/3

限度額：

施設：高齢者向け優良賃貸住宅等の整備費（高齢者生活支援施設の整備費含む）の1/10の額（ただし、改修の場合にあっては国土交通大臣が定める算定方法により算定する額の1/10の額）

（参考）東京で住戸専用面積が25m²の場合；住宅共用部分の補助額は約98万円/戸（大臣が定める地域優良賃貸住宅（高齢者型）に係る主体附帯工事費をもとに算定）。

(2) 地域優良賃貸住宅に高齢者生活支援施設等を整備する場合

要件

地域優良賃貸住宅（上記(1)に該当するものを除く。）の整備にあわせて、又は、既存の地域優良賃貸住宅の改良・増築により、高齢者生活支援施設、障害者福祉施設又は子育て支援施設を整備すること

補助対象：

高齢者生活支援施設、障害者福祉施設及び子育て支援施設の整備

補助率：2/3

限度額：施設を整備しようとする地域優良賃貸住宅の戸数に60万円を乗じて得た額とする。ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りではない。

(3) 高齢者生活支援施設等が地方公共団体の計画に位置付けられている場合

補助対象：

高齢者居住安定確保計画に位置付けられた高齢者生活支援施設(確実に位置付けられる
と見込まれるものと含む。)及び地域住宅計画に位置付けられた障害者福祉施設又は子
育て支援施設の整備(改良・増築を含む。)

補助率：45%

限度額：施設を整備しようとする公的賃貸住宅団地の戸数※に 60 万円を乗じて得た額と
1 億円のいずれか少ない額とする。ただし、特に必要があると認められる場合は
この限りではない。

※ 団地をブロックに分けて複数の施設を整備しようとする場合には、当該施設を整備
しようとするブロックの戸数とする。

平成 22 年度高齢者等居住安定化推進事業説明会開催予定

- 3月8日(月)東京説明会 日本教育会館(千代田区一ツ橋 2-6-2)
第一会議室(300名)15:00~16:30
<http://www.jec.or.jp/hall/index.html>
- 3月9日(火)福岡説明会 九州ビル(福岡市博多区博多駅南 1-8-31)
5FホールM(180名)15:00~16:30
<http://www.q-shu-reed.co.jp/HOLE.HTM>
- 3月11日(木)大阪説明会 大阪商工会議所(大阪市中央区本町橋 2-8)
1号会議室(240名)15:00~16:30
<http://www.osaka.cci.or.jp/kaijou/index.html>
- 3月12日(金)広島説明会 広島国際会議場(広島中区中島町 1-5)
中会議室コスモス(180名)15:00~16:30
<http://www.pcf.city.hiroshima.jp/icch/>
- 3月15日(月)仙台説明会 仙台国際センター(仙台市青葉区青葉山)
大会議室「萩」(225名)15:00~16:30
<http://www.sira.or.jp/icenter/index.html>
- 3月17日(水)名古屋説明会 名古屋国際センター(名古屋市中村区那古野 1-47-1)
別棟ホール(180名)15:00~16:30
<http://www.nic-nagoya.or.jp/japanese/>
- ※ 以上の出席者登録は(財)高齢者住宅財団で受け付けます。(別添1)
- 3月19日(水)北海道説明会 札幌第一合同庁舎(札幌市北区北8条西2丁目)
2階講堂(100名程度)15:30~17:00
<http://www.nic-nagoya.or.jp/japanese/>
- ※ 北海道分の出席者登録は北海道開発局で受け付けます。(別添2)